

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和2年只見町議会7月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番、中野大徳君、
8番、山岸国夫君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第75号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） おはようございます。

それでは、議案第75号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説
明申し上げます。

本条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます新型コ
ロナウイルス感染症の影響により収入が減収した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申

請書の提出期限について特例を定めるため条例の改正をお願いするものであります。

この国民健康保険税の減免につきましては、国の基準では令和2年度分だけではなく、令和元年度分。これは令和2年2月以降分の納期に係るものであります。これも対象とされました。しかしながら、本条例では減免に係る申請期限について納期限前7日までという規定が設けられているため、納期の過ぎたものについて遡っての減免対応ができない状況であります。このため令和2年2月以降、令和3年3月31日までに納期限のあるものの減免につきましては遡って減免対象、対応ができるように附則、記載のとおりであります。1項を追加しまして新型コロナウイルス感染症に限って申請期限の特例をお願いするものであります。この減免につきましては国の基準により行うものであります。国からの財政支援が行われるものであります。

簡単であります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この条例というよりも、町民へのお知らせの中身なんです。遡ってお知らせを見ましたら、この国民健康保険税の減免についてのお知らせばんでの町民への通知徹底、記載がなかったような感じがしたんです。してあればいいんですが。で、この要件が二つに大きくはなっているんですね。国の制度も。で、一つは世帯主がコロナに感染して死亡した場合と。もう一つは、3ヶ月間、2割でしたか、その減収になった場合と。で、この文書も国の文書もその、世帯主が感染してと、世帯主が全面的に文書の頭にきていて、で、減収になった場合というふうになっていてね、そのいろんなこの、国民健康保険の加入者で世帯主になってない場合に、商売している場合の人もいるということになると、この読み方、結構複雑になるんで、そういう点ではこの条例の適用にあたって、町民にわかりやすくお知らせしていただきたいということでもあります。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどの山岸議員のご質問にお答えいたします。

お知らせ、町民への周知はどうするのかということですが、これにつきましては、あくまでも今条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症によりまして申請期限

の特例をお願いする条例であります。それで、この条例が可決になりました後、規則により定めることとなります。その周知につきましては、その規則ができ次第、7月中旬に国保税の納付、発布が予定されてますので、その納付書と一緒にお知らせを入れるとともに、お知らせばん等で周知をしないと、わかりやすく周知をしないと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 規則で定めるのだらうなと思つた部分は、納期限7日までにとあるのは町長が別に定める日とあると。こういうふうにあつたものですから、運用については規則で定めるんだなと思つてまあ、今見てましたが、私、前から思ふんですが、町長が別に定める日までということは、一定の基準から外れた場合、町長が別に定めるということに理解、今のところしているわけですが、それで間違ひないのかということと、かなりその、規則本体にいろんな条件の場合、こうだというふうに決めておいて、そこによらない場合は町長が決めるんだということになりますと、町長の権限が規則で定めるものを、ややもすると過大解釈になる場合があるという心配をするものですから、町長が別に定める日までとする、という場合の考え方について、今、規則ができてない状況ではあります、お考えがあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

一定の基準から外れた場合に町長が定めるのではないかというふうなご質問ですが、この条例改正にあつても、様々、関係機関に確認をとりまして、この7日の規定をそのまま取っ払うというふうな考え方もありますが、規則により町長が定める日までが適切だらうというふうな、その法令会社等に確認したところ、そういう状況でありましたので、町長が定める日という文言を入れさせていただきますして対応させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 理解はするわけですが、なるだけあの、決まてないんで、町長、俺が決めるよという、そういう裁量の範囲は狭くあるべきだと思ひますので、その辺はよく、

規則の本体の部分を充実させたいうえで、例外的に町長が決められる分というのは極めて少なくしていただきたいというふうに考えるわけです。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほど酒井議員のご質問であります、その辺、十分配慮して規則、早急に対応したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第75号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 日程第3、発議第2号 福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） それでは提案の説明を申し上げます。

発議第2号。提案者、只見町議会議員、齋藤邦夫。賛成者、只見町議会議員、山岸国夫。
同じく、鈴木好行。同じく、小沼信孝。同じく、佐藤孝義。

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

別紙でございますけれども、福島県…

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○10番（齋藤邦夫君） いいですか。

○議長（大塚純一郎君） それでは、説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第2号 福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前10時13分）